

5年一度の国勢調査

国勢調査は、日本国内の人口・世帯・就業者からみた産業構造などの状況を地域別に明らかにするために行われる国の最も基本的な調査です。この調査は5年ごとに行われおり、今年（平成27年）で20回目になります。

また、東日本大震災後初めての人口・世帯に関する全数調査となることから、震災の影響把握、復興計画の策定や復興状況の評価としての利用も期待されます。

国勢調査
2015

10月1日、国勢調査が全国一斉に実施されます。
国勢調査は、日本に住んでいるすべての人が対象になる調査です。皆様のご理解とご協力をお願いします。
問合せ先 企画財政課企画調整係 ☎ 2212

調査員が世帯を訪問する際は顔写真を貼付した国勢調査員証及び国勢調査従事者用腕章を身につけています。

秘密の保持

調査票を回収する方法と、郵送提出の方法も実施します。

なお従来通り調査員が直接調査票を回収する方法と、郵送提出の方法も実施します。

今回の調査から全世帯を対象としてオンライン調査が実施されます。インターネットに接続できるPCやタブレット、スマートフォンにて回答できる環境にいらっしゃる方は、ぜひインターネット回答をお願いします。

調査票の集計は、人口や世帯数の速報は平成28年の2月発表されます。

その他の集計結果は来年以降順次公開され、企画財政課や図書館で見ることができます。

この調査の結果はだれでも利用することができます。

今の日本をることで、福祉施策や生活環境整備、災害対策など、未来の日本をつくるために欠かせない様々な施策の基礎となります。

1日（木）現在、下田市に住んでいる人（普段住んでいるとみなされる人を含む）すべてを普段住んでいる場所で、世帯ごとに調査します。外国人も調査対象になります。

調査の方法

もし、調査票が提出されたたり、正しい申告がされなかつたりすると、誤った統計になってしまいます。

国勢調査では、統計法の中で申告義務について規定があります。つまり、国勢調査に参加することは私たちの義務の一つとなっています。

調査結果の集計と利用

統計法により守秘義務が課せられており、調査によって知り得た情報は統計の作成以外のことに使用されることはありません。

調査への申告義務

もし、調査票が提出されなかつたり、正しい申告がされなかつたりすると、誤った統計になってしまいます。

国勢調査では、統計法の中では申告義務について規定があります。つまり、国勢調査に参加することは私たちの義務の一つとなっています。

○子育て世帯臨時特例給付金の申請をお忘れなく！



受付場所 福祉事務所（窓口⑥）
支給時期 10月1日（火）～12月1日（火）
※8月下旬に対象者へ申請書類を送付しますのでご確認ください。

受付期間 9月1日（火）～12月1日（火）
※8月下旬に対象者へ申請書類を送付しますのでご確認ください。

○臨時福祉給付金の受付が始まります

給付額 対象児童一人につき 3,000円
※今年の子育て世帯臨時特例給付金は、臨時福祉給付金との併給が可能です。

受付場所 市民保健課市民係（窓口②）
支給時期 10月上旬から随時
※両給付金とも、支給日は決定通知書にて通知します。

問合せ先 福祉事務所社会福祉係
（窓口⑥） ☎ 222216